

令和 7 年度岡山市給付型奨学金 募集要項

この奨学金は保護者等が岡山市にお住まいで、高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、成績審査を行わず、返還不要な奨学金を年度内に 1 回給付するものです。

この募集要項の内容を保護者の方と一緒によく確認した上で、申請期限までに申請手続きを行ってください。

岡山市給付型奨学金制度の概要	
募集期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）から 令和 7 年 9 月 30 日（火）まで ※家計急変による応募は令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
対象	2 ページの資格要件を満たす人 ※今年度から変更していますので必ずご確認ください。
募集人数	資格要件を満たす人全て
給付金額	60,000 円（通信制は 37,000 円）
給付回数	年度内に 1 回 ※正規の修業年限で、ひとり 3 回または 4 回を上限
給付時期	申請日の属する翌々月（予定）

※申請は毎年度必要です。昨年度給付を受けた方も申請してください。

岡山市こども福祉課

1 資格要件：次の全てに該当する人

基準日において（特に定めのない項についての基準日は令和7年7月1日です。）

- (1) 保護者等（Q 1 参照）が岡山市内に居住している人（Q 2 参照）
- (2) 高等学校等（Q 3 参照）に在学している人（基準日は申請日）
- (3) 学業を続けようとする意志のある人（基準日は申請日）（Q 4 参照）
- (4) 高等学校等に入学又は編入した年度の4月1日時点において、18歳未満である人
- (5) 経済的理由により修学困難である者であって、次のアまたはイいずれかの世帯に属する人。（但し、基準日において、生活保護を受けている世帯に属する人、児童養護施設等で特別育成費が支弁されている人は対象となりません。）

ア 保護者等全員（Q 5 参照）の令和7年度の市区町村民税所得割額が0円の人（Q 6 参照）

★令和7年度から世帯員全員ではなく、保護者等（親権者）全員の所得のみが要件となりました（保護者等がある場合はきょうだい等他の世帯員の所得の提出は不要です）。ただし、保護者がおらず、他の主たる生計者が扶養している場合は、当該主たる生計者の所得が対象となります。

イ 【家計急変世帯】保護者等のうちに申請年度に市区町村民税所得割額が課税されている者がいる世帯であって、家計急変により収入が減少し、翌年度の保護者等全員の所得割額が非課税となることが見込まれる世帯の人（基準日は申請日の属する月の1日）（Q 7 参照）

※イに該当する人とは、家計急変前の収入＋家計急変後の収入の金額が、下表の年収見込例の金額目安となる人です（下表はあくまでも目安です。世帯の状況により異なりますので、該当するかどうかわからない場合は、収入のわかるものをご持参いただき、個別に奨学金事務センターにご相談ください）。令和7年の年収が確定後、令和8年1月30日までに申請してください。申請の段階で令和7年の年収が確定していない場合は、家計急変後の状態（3か月以上）の平均を出し、その後も同様の状況が継続する見通しであることなどを目安に1年間（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の収入を算出します。

○市区町村民所得割非課税の年収見込例（参考）

世帯構成	年収見込	世帯構成	年収見込
2人世帯	2,044,000 円未満	5人世帯	3,216,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満	6人世帯	3,704,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満	7人世帯	4,140,000 円未満

2 申請に必要な書類

必ず提出するもの	①	岡山市給付型奨学金申請書（様式1号）	様式は岡山市ホームページ、在籍している学校等で入手してください。
	②	在学証明書兼推薦書（様式2号）	様式は岡山市ホームページまたは、在籍している学校等で入手し在籍している学校で証明を受けてください。
	③	世帯員全員の住民票の写し（続柄入りのもの。マイナンバー記載なしのもの。） ※窓口で取得するものを「住民票の写し」といいます。コピー不可。	・令和7年7月1日以降に発行されたもの ・申請者と同一の世帯に属する方全員が記載されたもの及び申請者や保護者等が単身赴任等で別居している場合は別居の方も必要です。 ※保護者等が令和7年7月1日現在、岡山市に住民登録されていることが必要です。 ※家計急変による申請をする場合は、申請する月の1日以後に発行された住民票を提出してください。 例) 11月30日に申請する場合は11月1日以後に発行の住民票
	④	保護者等全員の令和7年度の「市(区町村)民税課税証明書」（コピー不可） ※証明に「課税資料なし」等の記載がある場合は各市区税務所で申告を行ってください。	保護者(親権者)全員の課税証明書を提出してください。 ★変更されました★ 父母がある場合は父母両方の課税証明書が必要です。 令和7年度からきょうだいなど保護者以外の課税証明は不要になりました。ただし、保護者がおらず、その他の主たる生計者が申請者を扶養している場合は当該その他の方の課税証明が必要です。 ※課税証明書は令和7年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手してください。
	⑤	扶養状況等報告書（様式4号）	扶養状況を報告し保護者等について偽りがないことを誓約するものです。
	⑥	①で記入した振り込みに使用する口座の写し	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかるページをコピーし、提出してください。
家計急変による申請者のみ必要	⑦	家計急変申告書（様式3号）	令和7年度に市区町村民税所得割が課税されている保護者等がいる世帯において、家計急変により収入が減少し、保護者等全員が非課税相当の収入になると見込まれる場合は、家計急変として申請できます。
	⑧	家計急変を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣言通知書、廃業届出等、家計急変した事由を証明する書類を提出してください。
	⑨	家計急変前と後の収入を証明する書類	給与明細書（令和7年1月から申請時点の月分まで）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

※その他、審査のために表に記載のある書類以外の提出をお願いすることがあります。

※同一世帯で複数人の申請を行う場合は、2人目以降の申請書類について、③・④・⑤・⑧・⑨についてはコピーしたものを提出して差し支えありません。

※①、②、⑤、⑦は指定様式となります。岡山市こども福祉課のホームページからダウンロードしていただくか、在学校におたずねください。

※書類に不備がある場合、提出書類の訂正や追加書類の提出を依頼する場合があります。①に記載した連絡先（電話）で着信可能な状態にしておいてください。電話で修正を依頼した場合、または、電話で連絡がつかず郵送等で修正を依頼した場合について、一定期間経過しても修正・返送がされない場合、給付が不決定となる場合があります。連絡は岡山市が委託した「岡山市給付型奨学金事務センター」から行います。

3 申請書類の提出期限及び提出先等

(1) 提出先、提出方法

申請書類を全てそろえて、郵送、右の申込フォーム、または持参で岡山市給付型奨学金事務センターに提出してください。

※在籍している学校でとりまとめは行いません。

※右の申し込みフォームからの電子申請は令和7年7月1日～9月30日の間のみ可能です。



(2) 提出期限 令和7年9月30日（火） 必着

家計急変による申請は令和8年1月30日（金）必着まで受け付けます。

※提出にあたっての注意

- ・郵送で提出する場合、封筒に必ず申請者の氏名・住所を記載してください。また、郵便料金が不足している場合は受け取りできない場合がありますので、必ず不足がないように確認の上、切手を貼付してください。
- ・申込フォームから申し込まれる場合は、添付書類をそろえ、写真添付ができる状態で入力してください。一時保存はできないので、予めご了承ください。

4 審査及び結果通知

申請書類により資格要件を確認します。書類に不備がある場合、提出いただいた書類の訂正や追加書類の提出を依頼する場合があります。審査結果は、申請者全員に文書により通知します（申請日の属する月の翌月末を目途に送付します）。なお、審査結果情報は、在籍校にも提供される場合があります。

例) 令和7年7月末までに申請された場合は翌月8月末を目途に決定通知書を送付します。書類不備等により再提出や修正が8月になった場合は9月末を目途に決定通知書を送付します。

5 給 付

申請日の属する月の翌々月末までに給付(申請口座への振込)を予定しています。

例) 令和7年7月末日までの申請→翌8月末 決定通知書送付→翌9月末 給付

令和7年8月末日までの申請→翌9月末 決定通知書送付→翌10月末 給付

令和7年9月末日までの申請→翌10月末 決定通知書送付→翌11月末 給付

ただし、書類不備等により再提出や修正が必要な場合は決定・給付が上記のとおりとならない場合があります。

【給付額】

学校種別	金 額
通信制以外	60,000円
通信制	37,000円

6 届出の義務

申請後及び給付決定後、下記の事項にあてはまる場合は、速やかにこども福祉課へ電話等でお知らせください。届出に必要な様式を郵送します。

- (1) 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (2) 申請者が奨学金の給付を辞退するとき
- (3) 家計急変で申請したが申請後、給付前に家計急変事由が解消したとき

7 給付決定の取消

奨学金の給付決定を受けた場合においても、下記の事項にあてはまる場合、奨学金の給付決定の取り消しを行います。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2) 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (3) 申請者が奨学金の給付を辞退したとき

8 奨学金の返還

給付が決定し、奨学金が給付された後であっても、7(1)～(3)に該当した場合は、給付決定を取り消し、奨学金全額の返還を求めます。申請書類に誤りや偽りがなく留意し、6に規定する届出の義務が発生した場合は遅滞なく、確実に届出を行ってください。虚偽等不正な申請を行った場合、届出事項が発生したことを故意に隠蔽するなど悪質と認められる場合は、法的手段の行使も検討します。



よくある質問と回答 1 資格要件について

Q 1	保護者等とは誰のことですか？
A 1	保護者等とは、原則、親権者になります。親権を行う者がいないときには未成年後見人（法人未成年後見人や児童相談所長等を除く）となります。 親権者、未成年後見人がおらず、申請される方が主として他の者の収入により生計を維持している場合、当該「他の者」になります。
Q 2	「基準日において岡山市に居住している」とは岡山市に住んでいけばよいということですか？
A 2	原則として、基準日までに岡山市に住民登録をする必要があります。基準日に保護者等が岡山市内に居住し、住民票がある人が対象です。 ただし、以下のような「特別な事情」がある場合はご相談ください。 ○保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の理由により、やむを得ず本来の世帯を離れて別居している場合 ○DV等のため、住民基本台帳事務による支援措置を受けている場合 ※「特別な事情」に当たる場合、そのことが分かる書類の提出をお願いすることがあります。
Q 3	高等学校等とはどの範囲を指しますか？
A 3	本奨学金の対象としている高等学校等とは、「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校第1～3学年」、「専修学校高等課程（修業年限が3年以上）」です。なお、「特別支援学校」は対象外です。
Q 4	学業を続けようとする意志はありますが、この先1年間休学する予定です。申請は可能ですか？
A 4	学業を続けようとする意志とは、申請される方の意志とともに、在学証明書兼推薦書による在学校の証明により確認を行います。 基準日時点において当該年度中の休学や退学、停学が決まっている場合、その年度においては学業を続けることができないため、学校推薦を得ることができず、申請はできません。
Q 5	保護者等全員の課税証明書について
A 5	「保護者等」とは、A 1に記載のとおりです。保護者等が複数ある場合、いずれかが岡山市に住民登録しておれば、対象となりますが、所得については、保護者等全員が判定対象となります。単身赴任等で別居している父母についても課税証明を提出してください。また親権者がいなくて他の主たる生計者が申請者を扶養している場合は当該主たる生計者の所得で判定します。親族でない未成年後見人の場合は、申請者である高校生の所得が判定対象となります。
Q 6	「市区町村民税所得割額」はどのように確認できますか？
A 6	市区町村民税が給与から引かれている人は、毎年6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、それ以外で市区町村民税を納付している人は毎年6月頃に市から送付される「市民税・県民税税額・納税決定通知書」で確認できます。「源泉徴収票」では「市区町村民税額」の確認はできません。なお、市区町村民税の均等割が課税されていても、所得割が課税されていなければ対象となります。

Q 7	家計急変に該当するのは、どのような場合ですか？
A 7	災害、死亡、傷病、失業、離婚等により収入が減収し、保護者等全員の当該年の年収が市区町村民税所得割非課税相当に減少した場合は。
Q 8	他の奨学金制度を受給している場合、岡山市奨学金の申請は可能ですか？
A 8	可能です。本奨学金は、給付型・貸与型を問わず他の奨学金と併用することができますが、他の奨学金制度については、併用が可能かどうかは個別にご確認ください。



よくある質問と回答 2 提出書類、申請

Q 9	奨学金の振込口座について、誰の口座でもよいのですか？
A 9	原則、申請者本人の口座です。口座開設できないなどのやむを得ない事情がある場合についてのみ、保護者等の口座を記載してください。 口座について、10年以上出入金等の取引がない場合、「休眠口座」として振込み等ができなくなっていることがあります。この場合は、金融機関の窓口で、休眠を解除していただく必要があります。 また、振込口座は現存する金融機関を指定してください。廃止や統廃合により現存しない場合、振り込みができません。
Q 10	通信制高校とサポート校に在籍していますが、両方の在学証明書兼推薦書が必要ですか？
A 10	通信制高校とサポート校に在籍している場合は、通信制高校の在学証明書兼推薦書のみを提出してください。
Q 11	その他の書類はどのようなものを求められることがありますか？
A 11	例) ・親権者が未成年後見人である場合は戸籍謄本の写し ・DVを受けて親権者の一方の書類提出ができない場合、そのことを証明する書類等 ・保護者等のうち、令和6年中に国外での収入があった人がいる場合、その人の給与明細や収入証明書等、その期間の収入が分かる書類も必要です。
Q 12	提出した書類は返却してもらえますか？
A 12	提出いただいた書類は結果・理由を問わず返却いたしません。岡山市において、適切な方法で保管・処分を行います。
Q 13	募集要項・申請書様式はどこで入手できますか。郵送してもらえますか？
A 13	募集要項・申請書は岡山市こども福祉課のホームページでダウンロードしていただくか、県内の在籍学校にお問い合わせください。また、市内の各区役所総務・地域振興課、福祉事務所、公民館のチラシ等配架場所にも設置しています。

書類の提出先及び問い合わせ先

◆岡山市給付型奨学金事務センター

住 所 〒700-0024 岡山市北区駅元町1-6

岡山フコク生命駅前ビル 9階

電 話 050-3665-7989

Email info@okayama-shougakukin.com

受付期間 令和7年7月1日(火)～令和7年9月30日(火)

土・日曜日、祝日は除きます。

受付時間 午前9時15分～午後6時

◆上記事務センター受付期間以外は、岡山市こども福祉課

住 所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電 話 086-803-1221

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。



申請書等様式のダウンロードは岡山市ホームページから行えます。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021677.html>

【参考】よくあるまちがい～提出前に再度 ☒ チェックして確認ください。

○住民票

- ☐ 住民票は世帯全員のものである。
- ☐ 住民票は基準日(7月1日)以降に発行されたものである。
家計急変での申請の場合の住民票は、申請月の1日以降のものである

○課税証明

- ☐ 保護者等全員の課税証明書を添付している。
- ☐ 保護者等全員の市区町村民税の所得割額は0円である。
- ☐ 課税証明書に「課税資料なし」の文言が入っていない(「課税資料なし」等の文言がある場合には、改めて申告をする必要がある場合があります)。

○申請書等

- ☐ 申請書に記入した口座の通帳コピーを添付している。
- ☐ 申請書の口座種別の普通か当座に○をしている。
- ☐ 申請書に日中連絡がつく電話番号を記入している。

○扶養状況等報告書

- ☐ 報告者は高校生ではなく保護者となっている。
- ☐ 親権者は全員記載されている(世帯が別の人も記載)。
- ☐ 家計急変の場合は2も記載されている。

○家計急変で申請される方(該当者のみ)

- ☐ 家計急変申告書の家計急変月、年収見込、家計急変発生事由を記入している。
- ☐ 1年間分(申請月の最新月まで)の給与明細等を添付している。